

広報



昭和49年 6月 1日

No. 126

あいわ

人口と世帯数

(5月1日現在)

人口	9,467人
男	4,484人
女	4,983人
世帯数	2,430世帯



「とじこんで保存しましょう」

白く、美しい歯を

六月四日から 歯の衛生週間

口の中は、食事など物を食べたあとが一番汚れていて、虫歯になるとです。食べたかすが酸化され、歯の石灰分をとかして虫歯の原因をつくります。

食後、三分以内に口の中をきれいにする歯みがきが理想とされていますが、実行はむつかしいと思います。要は、食べかすをのこさないようウガイすることです。

二才頃には乳歯が揃いますが、乳歯の虫歯は永久歯の虫歯や歯そうのうろうに悪く影響します。赤ちゃんは歯がないからよいだろうと思われがちですが、授乳やおやつのあとは必ず、番茶又は湯さましで口の中をきれいにする習慣をつけましょう。

今月の主な記事

- | | |
|-------------|---|
| 保護水面の設定 | 2 |
| 体力づくり町民体育大会 | 3 |
| 六月の保健衛生事業 | 4 |
| 成人病の追放 | 5 |
| お知らせコーナー | 6 |
| 郷土小史⑨ | 7 |
| おかあさんのページ | 8 |

国民宿舎秋穂荘は6月3日~7日まで定期休業します

保護水面を設定（竹島周辺）

一貝堀、つり等が全面的に禁止

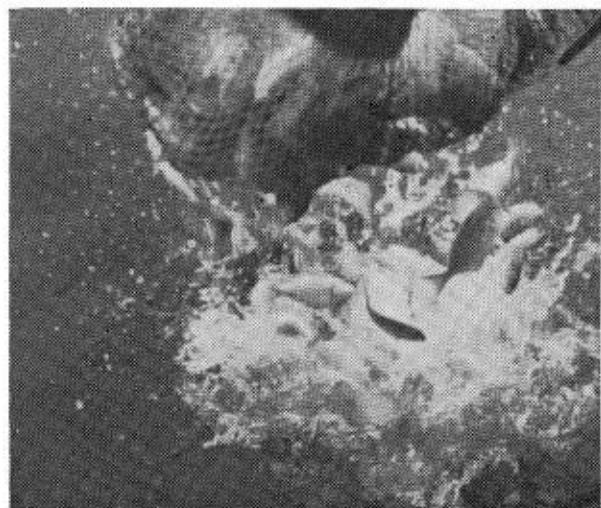
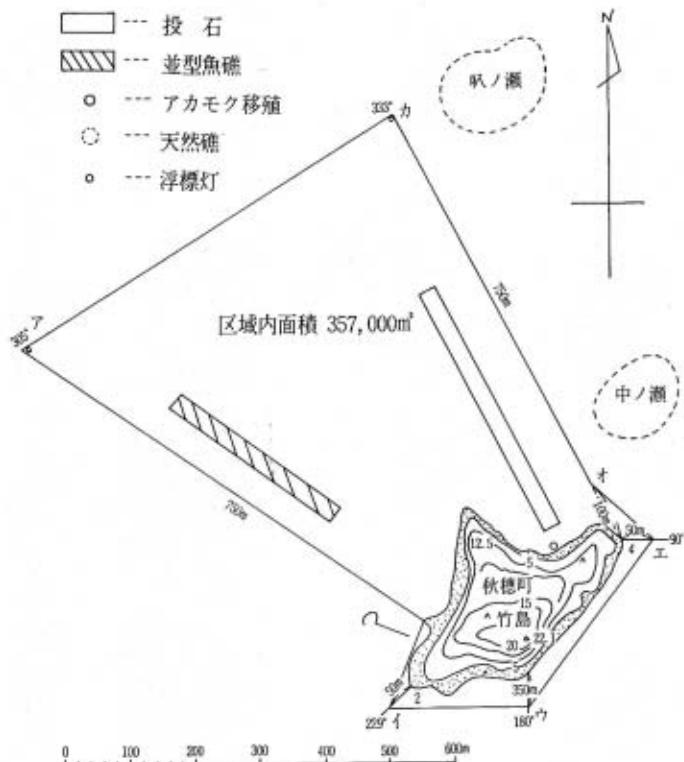
山口県では沿岸漁業の振興策として昭和四十八年より水産庁の指定を受け、秋穂町竹島周辺漁場三五七〇口県漁業調整規則により貝堀、陸づり、一本づり、タコつぼ、建網等（ノリ養殖を繁殖させ魚を保護し魚の住みよい環境をつくるため）、投石魚礁や並型魚礁を重点的に沈設して魚類の産卵場、幼稚魚の育成場を積極的に造成するとともに、併せて種苗放流も行ない。

この水域での魚族の繁殖を図ろうとするものです。しらがつてこの区域では、山口県漁業調整規則により貝堀、陸づり、一本づり、タコつぼ、建網等（ノリ養殖を除く）すべての漁業が禁止又は制限が加えられます。この水域には浮標灯や標示板を設置しておりますが、この区域内での漁行為は絶対されないように、関係者のご協力をお願いします。

[事業実施位置図]

秋穂町竹島藻場保護水面区域図

昭和48年8月28日
農林省告示第1698号



チダイの放流風景

- 別 別
- 三、傷病者等
- 二、事故の種
- 一、事故の起
- ときは通報される
- あるいは身体に支障があると認められる人限ります（但し医師からの要請はこのかぎりではありません）
- 以上の中でも生命に危険

救急車の出動要請は：

防府市消防本部では、秋穂町役場からの要請により

五、傷病者の状態

あわてず、おちついてはつきり、とお知らせ下さい。

事故現場では協力を

活動にあります。そこで

事故等が発生した場合で救急車の出動を依頼されると

ときは町役場「一一九番」に通報して下さい。

救急車の活動範囲は

一、火災による負傷者

二、風水害による負傷者

三、水難による負傷者

四、交通事故による負傷者

五、労働災害による負傷者

六、運動競技事故による負傷者

七、一般負傷者

八、犯罪による負傷者

九、自損行為による負傷者

十、急病人

※ 救急車が接近したときは、車両は道路左側に寄つて進路を譲りましょう。

防府市内の救急指定病院に搬送されます

医療機関は、

二、救急車が方向を変える

三、電話等での連絡。

火事 有線一一九番
救急局電一一九番



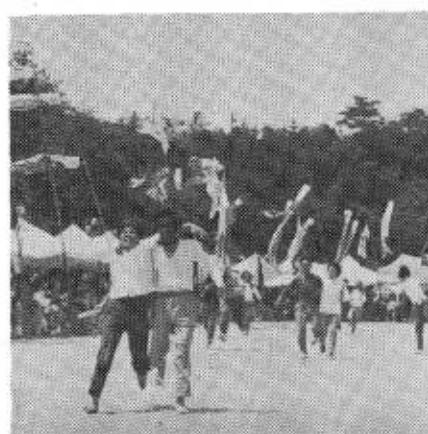
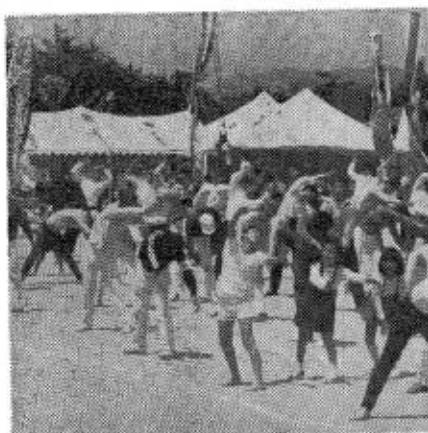
(1) 原稿の長さは四百字以内
封書、ハガキどちらでも
お寄せ下さい。

(2) 原稿は毎月五日しめきり ※おたずねは企画室(有二)
役場企画室へ。
（3）原稿には部落、氏名、年
令、職業を書いて下さい
。記入のないものや匿名
は採用しません。
（4）原稿は、お返しいたしま
せん。

町民の皆さんから原稿を募集します

みんなの建設的なご意見やお気付き、行政へ質問また、明るい話題や提言など、内容は自由です。

(2) 原稿は毎月五日しめきり ※おたずねは企画室(有二)
役場企画室へ。
（3）原稿には部落、氏名、年
令、職業を書いて下さい
。記入のないものや匿名
は採用しません。
（4）原稿は、お返しいたしま
せん。

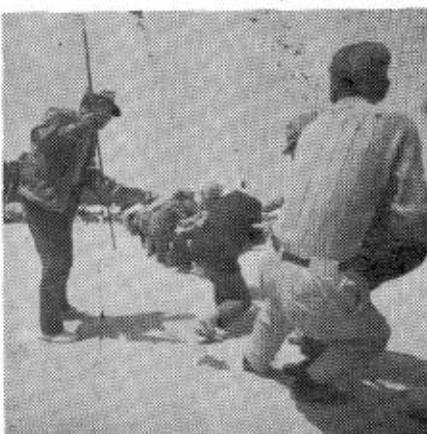


古いも若きも体力づくり!

町民体育大会 (5月5日)

結果は次のとおり
一部 優勝 下村
二部 クラク屋
三部 中道
四部 上本町

五月五日、「体力づくり町民体育大会」が、開かれました。三十二チームが参加、なごやかなうちにも若いも若きも日ごろ鍛えた体力で熱戦をくりひろげました。



戸籍は日本国民の登録です

戸籍はこんなに役立っています。

● 戸籍は、国籍証明の機能をもっています。すなわち、わたくしたち日本国民の登録です。

たとえば、海外への渡航申請(旅券の発給の申請)をするときは、日本人であることとの証明資料として、戸籍の謄(抄)本が必要です。

たとえば、被相続人名義の預金の払い戻しをうけるときは、自己が相続人であることと、自己の相続分を証明する必要があります。

● 戸籍の届出は正しく、すなれば、遺族年金の支給等社会保障関係の給付をうけるときは、一定の親族関係にあることを証明する記載されます。届出は、正

● 戸籍は、相続関係を証明する機能をもっています。

もしも、戸籍がなかつたならば、多くの場合相続人が誰かということもわからな

いことになります。

● 戸籍の謄本、抄本を郵便で請求されるときは、現金書留か定額小為替で送金され

るようおねがいします。

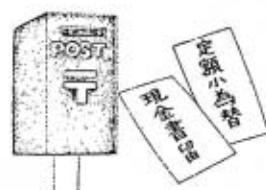
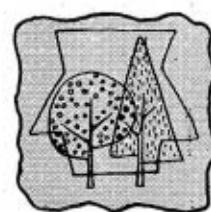
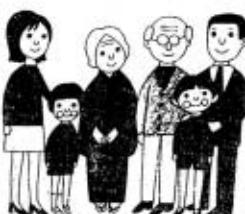
戸籍の謄本又は抄本の手数料は、一枚につき七〇円です。

● 戸籍の謄本、抄本を郵便で請求できます。その場合は、その手数料は、現金書留か定額小為替で送金され

るようおねがいします。

戸籍の謄本又は抄本の手

ために、戸籍の謄(抄)本がしく、すみやかにしましよう。
必要です。



● 戸籍は、親族関係を証明する機能をもっています。
夫婦、親子その他の親族關係の存在を証明するには戸籍がその資料として重要な役割を果たしています。

たとえば、遺族年金の支給等社会保障関係の給付をうけるときは、一定の親族関係にあることを証明する記載されます。届出は、正

さに、戸籍のことではわからないことがあります。町役場や課か法務局でおたずねください。

六月保健衛生事業

過日各家庭におくぱりし
た昭和49年度の各種予防接種
ならびに衛生関係業務予定表もとづいて、次のとおり実施いたしますので、個人あてには通知いたしません。ご承知下さい。

※衛生関係業務予定表のうち、6月20日、21日のB・C・Gならびにツベルクリン反応は印刷の誤りです。

公害セミナリー



- ▽ 日常生活のなかで、テレビや新聞紙上でよくみかける公害についての化学的な専門用語を毎月公害セミナリーに掲さいしていきます。
- ▽ このたびは、「KP廃水」と「緩衝緑地帯」について考えてみましょう。
- ▽ これは、スウェーデン語で強さを意味する。
- ▽ 晒しKPは純白で強度も大きく、上質紙や白板紙用紙料など多方面に使用される。KP法では廃液が95%の中の有機物の濃度は小さい
- ▽ 針葉樹、広葉樹、雜木などのチップを苛性ソーダと硫酸ソーダの混合溶液で蒸解して製造したパルプは強じんであるためクラフトパルプ(KP)と呼ばれる。これらの物質は魚に有害であるとされる。

▼ KP廃水
KP廃水量はパルプ1屯あたり300m³~500m³で、廃水はアルカリ、リグニン、硫化物などのチップを苛性ソーダと硫酸ソーダの混合溶液で蒸解して製造したパルプは強じんであるためクラフトパルプ(KP)と呼ばれる。これらの物質は魚に有害であるとされる。



		秋穂乳幼児相談		6月		月曜日	時間	場所	対象
		B・C・G	ツベルクリン反応	大海上	水火				
28	27	19 18	14 13	12 11	8 5月				
金	木	水火	木	水火	土水	9.30	13.30		
		13.30	13.30	13.30	13.30	11.30	16.30	中央公民館	乳幼児とその母親
		14.30	14.30	14.30	14.30			大海分館	
		中央公民館	中央公民館	中央公民館	中央公民館	○才以上で			
		大海分館	大海分館	大海分館	大海分館	○才以上で			
		保育園児	保育園児	保育園児	保育園児	○才以上で			
		一般	一般	一般	一般	○才以上で			

○料金
一人 800円也

但し、国民健康保険に加入しておられる方は、国保が7割負担します。当日は保険証と印鑑を持参下さい。

結核健康診断、予防接種の方法が改正!!

一、ツベルクリン反応及びB・C・Gの接種については、生後6ヶ月より、3歳までに必ず一回接種する。

イ、小学校1年 接種する。

ウ、中学校2年 接種する。

二、間接撮影(レントゲン検診をうけなければならぬ者)

ア、小学校1年。

イ、中学校2年。

ウ、その他発病のあるもの

エ、高校生以上の成人は全員

なお、詳しいことは保健衛生課(有放2332)へおたずね下さい。

、国や地方公共団体が緑地等を設置する場合に、公害の程度に応じて費用を負担させるとしている。県下では、現在徳山市において周南緩衝緑地帯を建設中である。

、工場地帯と市街地の間に緑地を設け、環境保全するこ

とが公害対策基本法に規定されている。

業者負担法によれば、公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動を行ない、

また行なうことが確実と認められる事業者に対して

5月25日から6月12日まで町保健衛生課または大海支所へ

農協大海集荷所

6月19日(水)

町中央公民館

※時間はいずれも午前9時からおこないます。

○受付期間及場所

5月25日から6月12日まで町保健衛生課または大海支所へ

農協大海集荷所

6月19日(水)

町中央公民館

○実施期日

6月18日(火)

農協大海集荷所

6月19日(水)

町中央公民館

6月19日(水)

